

平成21年2月26日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 伊藤 義郎

会員における内部者取引に係る売買審査の強化等に伴う「会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」の一部改正を行い、平成21年4月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の規則改正は、会員において、内部者取引に係る事後的な売買審査を強化し、その調査結果等を本所に報告するなど、会員と本所が一体となって対応することによって、内部者取引を抑止し、本所市場の透明性、公正性の確保・向上を図る観点から、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 抽出基準の追加

会員は、以下に掲げる銘柄及び顧客を本所が別に定める抽出基準に従い抽出し、売買審査を行うものとします。

銘柄	顧客
当該会員が重要事実の公表前に売買を行った銘柄	特定の銘柄について、重要事実の公表前に売買を行った顧客のうち、売買状況等から内部者取引を行った疑いのある顧客

2. 本所への報告

会員は、売買審査の結果、当該顧客に係る取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、その売買審査の結果及び顧客に対して行った措置を本所に報告するものとします。

以上

会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買審査)</p> <p>第4条 会員は、次の各号の規定に従い、売買審査を行うものとする。</p> <p>(1) 売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」に掲げる銘柄及び顧客について、本所が別に定める抽出基準に従い行うものとする。ただし、<u>別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」5に掲げる銘柄及び顧客を除き</u>、当該抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合には、当該会員における顧客管理体制等を勘案し、適切と認められる抽出基準に変更することができるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第3号に定める売買審査を行った結果、内部者取引のおそれがあると認識した場合には、本所が定めるところにより、次のa及びbに掲げる事項を本所に遅滞なく報告しなければならない。</u></p> <p><u>a 売買審査の結果</u></p> <p><u>b 顧客に対して注意の喚起を行い、又は注文の受託の停止その他の措置を講じた場合においては、当該注意喚起又は措置の内容</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>(売買審査)</p> <p>第4条 会員は、次の各号の規定に従い、売買審査を行うものとする。</p> <p>(1) 売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」に掲げる銘柄及び顧客について、本所が別に定める抽出基準に従い行うものとする。ただし、当該抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合には、当該会員における顧客管理体制等を勘案し、適切と認められる抽出基準に変更することができるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

新			旧		
<p>別表 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p>			<p>別表 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p>		
	銘柄	顧客		銘柄	顧客
1～4	(略)	(略)	1～4	(略)	(略)
<u>5</u>	<u>当該会員が重要事実の公表前に売買を行った銘柄</u>	<u>特定の銘柄について、重要事実の公表前に売買を行った顧客のうち、売買状況等から内部者取引を行った疑いのある顧客</u>		(新設)	(新設)
<u>6</u>	(略)	(略)	<u>5</u>	(略)	(略)
<u>7</u>	(略)	(略)	<u>6</u>	(略)	(略)
<p>(注) 1・2 (略)</p> <p>3. <u>上記5を除き</u>、本所が定める売買立会によらない売買及び本所の市場外における売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p>			<p>(注) 1・2 (略)</p> <p>3. 本所が定める売買立会によらない売買及び本所の市場外における売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p>		